

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十一号

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例(昭和三十七年十月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号を次のように改める。

三 福祉医療部

第七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

(奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

第二条 奈良県地方独立行政法人評価委員会条例(平成十八年六月奈良県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「医療政策部」を「福祉医療部」に改める。

(奈良県社会福祉審議会条例の一部改正)

第三条 奈良県社会福祉審議会条例(平成十二年三月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「健康福祉部」を「福祉医療部」に改める。

(奈良県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第四条 奈良県障害者施策推進協議会条例(昭和四十六年三月奈良県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「健康福祉部」を「福祉医療部」に改める。

(奈良県食育推進会議条例の一部改正)

第五条 奈良県食育推進会議条例(平成十八年六月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「健康福祉部」を「福祉医療部」に改める。

(奈良県こども・子育て支援推進会議条例の一部改正)

第六条 奈良県子ども・子育て支援推進会議条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「健康福祉部子ども・女性局」を「福祉医療部子ども・女性局」に改める。
（奈良県幼保連携型認定子ども園審議会条例の一部改正）

第七条 奈良県幼保連携型認定子ども園審議会条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「健康福祉部子ども・女性局」を「福祉医療部子ども・女性局」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。